

平成 29 年度さぬき市教育委員会第 10 回定例会会議録

1 日 時	平成 3 0 年 1 月 2 3 日（火） 開 会 午後 3 時 3 2 分 閉 会 午後 5 時 5 分			
2 場 所	さぬき市教育委員会会議室			
3 出席状況	出席委員	教育長	安藤 正倫	
		委員	徳田 二三男 日向 和加子 得丸 慶子 岡 裕子 眞部 万里子	
	欠席委員		なし	
	事務局	教育部長	間島 憲仁	
		教育総務課長	中川 勝幸	
		学校教育課長	山下 隆則	
		生涯学習課長	間嶋 文一	
		学校再編対策室長	山田 謙二	
		幼保連携推進室長	富田 克美	
		教育総務課副主幹	梶谷 拓郎（会議録作成者）	
その他説明等のため出席した者		なし		
4 会議に付した議案及び審議結果				
日 程	議案番号	件 名	審議結果	公開 状況
日程第 1		会期の決定について	—	公開
日程第 2		会議録署名委員の指名について	—	公開
日程第 3		平成 2 9 年度さぬき市教育委員会第 9 回定例会会議録の承認について	原案承認	公開
日程第 4		教育長の報告	—	公開
日程第 5	報告第 38 号	さぬき市就学援助費支給要綱の一部改正について	—	公開
日程第 6	協議第 1 号	さぬき市いじめ防止基本方針(改正案)について	終結	公開
日程第 7	議案第 17 号	平成 3 0 年さぬき市議会第 1 回定例会に提案する教育関係議案の意見について（さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）	原案可決	非公開
日程第 8	議案第 18 号	さぬき市教育委員会表彰について	原案可決	非公開
資料説明				
5 会議録署名委員	安藤 正倫、岡 裕子			
6 特記事項	なし			

7 会議内容	
開 会	
教育総務課長	それでは、ただ今から、平成29年度さぬき市教育委員会第10回定例会を開会いたします。開会に当たりまして、教育長から挨拶をお願いします。
教育長	(挨拶)
教育長、委員、事務局職員	(順次、自己紹介)
教育長	それでは、開会します。 まず、傍聴申請について、教育総務課長から報告をお願いします。
教育総務課長	本日、傍聴の申請は、ございません。
教育長	ここで、議案第17号「平成30年さぬき市議会第1回定例会に提案する教育関係議案の意見について（さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）」は、市議会に提案する教育関係議案に対する意見に係る事案であり、現時点で、市議会への提出前の事案であることから、非公開とすべきと思います。 また、議案第18号「さぬき市教育委員会表彰について」は、非公開情報について定めるさぬき市情報公開条例第6条第2号の「個人に関する情報」に係る事案であることから、非公開とすべきと思います。 お諮りします。 議案第17号及び議案第18号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、議案第17号及び議案第18号の審議は、非公開で行います。 それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。 この議事日程について、御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表のとおりとします。
日程第1 会期の決定について	
教育長	日程第1「会期の決定について」に入ります。 本会議の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日1日限りとします。
日程第2 会議録署名委員の指名について	
教育長	日程第2「会議録署名委員の指名について」に移ります。

	さぬき市教育委員会会議規則第9条第3項の規定に基づき、本会議の会議録署名委員に岡委員を指名します。よろしくお願いします。
日程第3 平成29年度さぬき市教育委員会第9回定例会会議録の承認について	
教育長	日程第3「平成29年度さぬき市教育委員会第9回定例会会議録の承認について」を議題とします。会議録について、事務局から説明をさせます。
教育総務課長	(会議録の説明)
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	ありませんか。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第4 教育長の報告	
教育長	日程第4「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局から読み上げさせます。
教育部長	報告事項1 教育施設の整備等に係る契約の締結について (平成29年12月26日から平成30年1月22日までの間に締結した教育施設の整備等に係る契約について報告した。) 報告事項2 臨時職員の採用について (前回報告後の臨時職員の採用について報告した。) 報告事項3 教育委員会業務報告 (前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。) 報告事項4 その他 (請願・陳情・要望等の受理について報告した。)
教育長	ただ今の報告について御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	1月17日の造田小学校と、18日の長尾小学校に訪問したときの様子を教えてください。
教育長	造田小学校、長尾小学校ともに、非常に落ち着いて教育活動ができていると思います。 これまで学校訪問をした印象としては、市内全ての小学校が落ち着いた状態で授業が進められていると感じています。一つ言えることは、落ち着いているから次は何かというと、学力の定着を頑張してほしいと思います。そういったことを園長・校長会等で順次話していきたい。平成30年度に向けての方針として進めていきたいと考えています。個々の園・学校について、どうこうということはありませんでした。
委員	1月15日、16日に行われた会計検査の具体的な内容について、教えてほしい。
教育総務課長	会計検査は、1月15日、16日、17日の3日間、文部科学省関係の事業

	ということで、１５日午後は富田・松尾統合小学校の関係、１６日、１７日は文化財関係の事業について、受検しました。
生涯学習課長	１６日は、細川家住宅の改修と、志度寺で保有している縁起絵図の修復に係る事業、また、公開活用事業として、旧鶴羽小学校で実施している発掘物の復元や資料作成等の事業について受検しました。１７日は、午前中に津田古墳群の一つである岩崎山第１号古墳の用地購入について受検しました。１６日には細川家住宅、１７日には岩崎山古墳の現地確認も行われました。
委員	１月１０日以降、４回、鳥インフルエンザ対策本部会が開かれていますが、教育委員会としては、学校現場に対してどのような対応をしたのか。また、学校において、子どもたちの間でパニック等はなかったのでしょうか。
学校教育課長	鳥インフルエンザについては、発生が確認された直後に、各学校に対して鳥インフルエンザに関して正しい認識を指導すること、また、家庭でも指導できるように文書等を配布することを内容とする通知を出すように県教委から連絡があり、そのように対応しました。市内には鳥を飼育している園、学校はありませんので、鳥インフルエンザに関連して直接的な対応は何もしていません。また、市民から学校に対して問合せがあったという報告も受けていません。
委員	１月１９日のさぬき市保幼小理解研修会というのは、どのような内容の研修会でしょうか。
幼保連携推進室長	保育所も含めて就学前教育と小学校教育との連携が重要ですので、私立の先生方も含めて一堂に会し、研修会を実施しています。本年度は、長期研修の研修生ということで志度小学校から志度幼稚園に派遣している川口先生や、香川大学の金子先生の講演を行いました。
教育長	それでは、次に移ります。
日程第５ 報告第３８号 さぬき市就学援助費支給要綱の一部改正について	
教育長	日程第５、報告第３８号「さぬき市就学援助費支給要綱の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問等は、ありませんか。 それでは、本件は、報告のみの案件ですので、次に移ります。
日程第６ 協議第１号 さぬき市いじめ防止基本方針(改正案)について	
教育長	日程第６、協議第１号「さぬき市いじめ防止基本方針(改正案)について」を議題とします。 本件は、前回からの継続協議案件です。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。

委員	感想として、学校の責任が非常に大きいと感じました。学校の取組として「組織として取り組む」という言葉が何回か出てきましたが、「学校全体として」という表現があった方がよいのではないのでしょうか。「組織」というと、学校の中の一部という感じがする。可能であれば、文言を変更してほしい。
教育部長	41ページの4行目に「学校全体で」という文言がありますが、もう少し大きい項目であった方がよいのでしょうか。
委員	その方がよいと思います。よくあるのが、ある先生がいじめを見つけても主任と話をするぐらいで、学校全体のこととならず、後から大きな問題となったりするので、情報を共有するということが大事なのではないかと思う。
学校教育課長	現状で、各学校においていじめ防止基本方針を策定しています。この中で、学校全体で取り組むために、事案が発生したときには校長、教頭、担当教員を含めて学校内で問題を共有するということは、既に明言しています。それに加えて、この改正案では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった外部の職員とも連携し、最終的には警察とも連携をするということも重点的に実施していくという内容になっています。改正前の段階で、全体で取り組むということについては、学校としてもその認識があり、行われていますので、改正案の文言としては、このままの表現でいきたいと思います。 また、この改正案ができた後、教育委員会としてのマニュアルを作成する予定にしていますので、その中でもう少し詳細に記載したいと考えています。
委員	ネットモラル検定というのは、何年生からを対象と考えているのですか。既に実施されているのでしょうか。
学校教育課長	学校によって違うと思います。現状で、既に小学校1年生で合格している子どももいます。実際には、中学年以降の取組となると思いますが、実施している学校と、していない学校があると認識しています。
委員	これは、検定なのでやはり点数が付くのですよね。このネットモラル検定が、どういう判断基準で合格が決まり、どういう役割を果たすのでしょうか。
教育長	目的としては、意識の高揚にあるのではないのでしょうか。
委員	検定という形である必要があるのかなという気がします。ほかに方法がないのでしょうか
教育長	名称として、検定という名称を用いていますが、その合格者数を競うというようなものではないと思います。
学校教育課長	手元に詳細な資料がありませんので、後ほど報告します。
教育長	では、それについては後から報告するとして、先ほどの文言の件については、学校教育課長の答弁で御了解していただけますか。
委員	はい。どこかで、学校全体で取り組むということを強調してほしいということです。
教育長	「2学校における対策」の「(1) 学校いじめ基本方針」の中に、「ウ 具体的な取組の共通理解及び共通実践」が掲げられていますので、学校全体で取り組むということは、十分伝わるのではないかと思います。 他にありませんか。

教育長	それでは、パブリックコメントに対する意見が出た際には、見ていただきたいと思います。
資料説明	
教育長	ここで、資料説明を行います。順に、担当課から説明をお願いします。
(1) 卒業式（修了式）、入学式（入園式）の日程について	
学校教育課長	卒業式（修了式）、入学式（入園式）の日程について説明した。
(2) 神前・石田小学校統合準備委員会だより（第10号）	
学校再編対策室長	神前・石田小学校統合準備委員会だより（第10号）について説明した。
教育長	それでは、非公開審議に移ります。
日程第7 議案第17号 平成30年さぬき市議会第1回定例会に提案する教育関係議案の意見について(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)	
	・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第8 議案第18号 さぬき市教育委員会表彰について	
	・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
資料説明	
教育長	ここで、再度資料説明を行います。担当課から説明をお願いします。
(3) 香川県教育委員会表彰について	
学校教育課長	香川県教育委員会表彰について説明した。
教育長	では、非公開を解きます。
その他	
教育長	続いて、教員の勤務実態の把握について、また、今後の方向性について、少しお話をさせていただきたいと思います。 右上に資料11とある資料をお配りいたしました。10月15日から10月21日までの7日間に教員の勤務状況を調査しましたが、その結果が、裏面の数値であり、それをグラフ化したのが、2枚目の「さぬき市教職員時間外勤務の現状（H29調べ）」です。小学校と中学校とで色を分けて、時間ごとにグラフ化しています。

その下ですが、小学校と中学校とを別々に、どのような内容であるかというのをグラフ化しています。校長、教頭、教諭、養教、事務・栄養とで比較すると、やはり教諭が、圧倒的に時間数が多くなっています。その裏面ですが、結果グラフ2の「時間外勤務の内訳」によると、いわゆる「学習指導」と「諸事務」が多くなっています。その内容については下に記載してありますが、「学習指導」は、授業の準備や、学習指導、成績処理、校内研修であり、それらの具体的な内容は右側に記載のとおりです。

また、「諸事務」ですが、学校行事の準備、学年・学級経営に関すること、学校経営に関すること、会議・打合せ、会計・集計事務、事務・環境整備となっています。

知っておいていただきたいのは、具体的な内容として記載されていること、その全部を担当は、しなければならないということです。それぐらい職務内容があるということを知っておいていただきたいと思います。

最初のページに戻って、1番目の項目ですが、調査・報告の精選、提出方法の簡素化、提出データの共有化等は、勤務時間の短縮に一定の効果が出ているととらえ、今後も継続していく。各種支援員の増配置を要望し、教員の業務削減につながるよう支援するとなっています。

2番目の項目ですが、1週間の時間外勤務が20時間を超える教職員が、小学校で63名、中学校で57名、計120名となり全体の半数近くを占めている。これは、由々しきことだと思っています。

3番目の項目ですが、先ほど申し上げました「諸事務」と「学習指導」、中学校はそれに加えて「部活動」が時間外勤務の大部分を占めている。今後、学校全体として時間外勤務が多い、又は慢性化している学校については、「諸事務」の内容をさらに分析する必要があると思います。

そこで、小中学校にもタイムカードを導入し、常時、勤務時間を客観的に把握できるようにすることが必要なのではないかと考えています。今現在、校長に状況を尋ねても全く分からない。私も知りませんでした。朝行ったら、もう来ている人もいるし、いつまでも帰らないので先に帰ると、夜中まで仕事をしていたという人もいました。そういった状況ですので、タイムカードを導入する必要があるだろうと考えています。

文科省からも、そういった方法で勤務実態の把握をするようにと指導が来いますので、導入するのもしやむを得ないのかなと思います。

高等学校は、自分のコンピューターを開いて、自分で打ち込んで、自分で申請します。そのデータが教頭のところへ集約されて、誰が何時に退庁したというのが分かるようになっている。また、高松市は、そういうシステムを導入している学校もあるし、カードのようなもので出退勤を管理することも考えているようです。三木町は予算立てをしたということですし、直島町は既に導入済みということです。東かがわ市も検討するということです。このような他市町の状況をみても、導入せざるを得ないのかなと考えています。

その下の項目ですが、その他については、香小中研に関する業務などがカウントされており、次回調査を行う際には、そこに含めるべき内容について共通理解

	を図る必要があると思っています。 今後は、業務の質を管理職はよく調べること。何をしているかということをよく把握すること。もう一つは、タイムカードを導入し、勤務実態を把握して、時間外勤務が長時間になっている人には、個別に指導する必要があると思っています。 それと、資料として２０１８年のカレンダーを付けていますが、平成２９年度において、東かがわ市が８月１３、１４、１５日の間、学校の日直を廃し、学校を閉めてしまい、用事がある場合には教育委員会に電話をしてもらうようにしました。高松市も同様に実施し、丸亀市は５日間で実施したというふうに聞いています。その結果、高松市では、多くの学校があるにもかかわらず、全く電話は、かかってこなかったそうです。教育委員会にも電話はなかったらしいです。高松市の教育長は、何の問題もないという意見でした。 県の教育委員会は、全小中学校の職員が８月の７日から１６日の間は、「行事を持たない日」と決めています。この期間は、研修会その他の行事はありません。そのような期間の中で、さぬき市も１３、１４、１５日で同様に実施するのがよいのか、あるいは、県が「行事を持たない日」としている７日から１６日まで、学校を閉めてしまうのがよいのかということについて、御意見をいただきたいと思います。 実施するのであれば、平成３０年度からと思いますが、どのように実施するのがよいのか、次回定例会において御意見をいただきたいと思います。 以上２点についてですが、タイムカードを導入することについては、どのようにお考えでしょうか。
委員	タイムカードを押して、また入るということはできるのでしょうか。
教育長	できないことはないでしょうね。ただ、極力そういうことがないようにしなければいけないと思います。
委員	遅刻などの管理もできるようになりますね。 ＩＤカードのようなもので管理するようにするには、お金がかかるのでしょうか。
教育長	かなりかかると思います。 タイムカードは、導入する方向でよろしいでしょうか。
委員	いいと思います。
教育長	夏休みの閉校については、２月の定例会で、御意見をお聞きしますので、それまでにお考えいただけたらと思います。
○ 次回教育委員会定例会の日程について	
	第１１回：平成３０年２月２０日（火）午前１０時開会で決定した。 （志度学校給食共同調理場、午前９時３０分集合）
８ 閉 会	
教育長	それでは、以上で平成２９年度さぬき市教育委員会第１０回定例会を終わります。

	ます。
--	-----

さぬき市教育委員会会議規則第9条第2項の規定に基づき、署名します。

平成30年 月 日

さぬき市教育委員会

教 育 長

委 員